

記帳のしかた

消費税編

令和7年5月1日現在の法令等に基づき制作しています。

1

消費税の経理処理と記帳

2

消費税の軽減税率制度・インボイス制度

3

事務処理負担軽減に当たって

1

消費税の経理処理と記帳

2

消費税の軽減税率制度・インボイス制度

3

事務処理負担軽減に当たって

消費税の経理処理と記帳

消費税の課税事業者となる方は、帳簿への記帳を行う際、消費税に関する事項も併せて記載する必要があります。

消費税の記帳のしかたには、税込経理方式と税抜経理方式があります。

いずれの方式を選択するかは、事業者の任意ですが、原則として全ての取引について同一の方式で経理する必要があります。

なお、免税事業者は税込経理方式となります。

区 分	税込 経理方式	税抜 経理方式
意 義	消費税に相当する額とその消費税に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式	消費税に相当する額とその消費税に係る取引の対価の額を区分して経理する方式
経理方法	課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税に相当する額をその売上金額、仕入金額に含めて処理する方法	課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税に相当する額を、仮受消費税等、仮払消費税等として科目を設け、その売上金額、仕入金額に含めないで処理する方法

※ 納付すべき消費税の額は同額となります。

帳簿や請求書等の記録と保存

消費税は、帳簿や適格請求書（インボイス）等をもとに、課税売上げや課税仕入れ等の金額を把握して、納める消費税額を計算する仕組みになっています。帳簿は法令で定められている記載事項を記録し、インボイス等とともに一定期間（原則として7年間）保存する必要があります。

帳簿の記載事項	
①	取引の相手方の氏名・名称
②	取引を行った年月日
③	取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④	（税率の異なるごとに区分した）取引金額

※ インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の80%を課税仕入れに係る消費税額とみなして仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられています。

この経過措置の適用を受けるためには、区分記載請求書と同様の事項（28ページ参照）が記載された書類等の保存のほか、左記の事項に加え、例えば、「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要となります。

注意点

- ・ 帳簿とインボイス等の両方が保存されていない場合や摘要欄等に定められた内容が記載されていないと、原則として仕入税額控除ができません。
- ・ 軽減税率対象品目の取引がある場合は、区分経理に対応した帳簿及びインボイス等の保存が必要となります。
- ・ インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、経過措置の適用を受ける場合はその旨を帳簿に記載する必要があります。
- ・ 簡易課税制度を選択している場合や、2割特例（納税額を売上税額の2割の金額とする特例です）の適用を受ける場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、帳簿及びインボイス等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

1 消費税の経理処理と記帳

消費税額を正しく計算するためには、日常の取引を記帳するときに、その取引が課税取引なのか非課税取引なのか、あるいは不課税取引（課税対象外取引）なのかを区分して記録しておく必要があります。

一般課税の場合

(税込経理方式を採用している場合)

- ① 本日の現金売上
 飲食料品 ￥16,200
 日用品 ￥10,450
- ② ビール券を販売 ￥5,600
- ③ ○○商店（インボイス発行事業者以外の者）から現金で仕入れ
 飲食料品 ￥31,320
 日用品 ￥12,100
- ④ 接待交際費 A社へ祝金 ￥30,000

【記載例（税込）：現金出納帳】 ※は軽減税率対象品目、★はインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（80%控除対象）

○年 月日	摘要	入金		出金		現金 残高
		現金売上	その他	現金仕入	その他	
① 10 31	現金売上 (課) 飲食料品 ※ 日用品	16,200 10,450				
②	ビール券販売 (非)	5,600				
③	○○商店から現金で仕入れ (課) ★ 飲食料品 ※ 日用品			31,320 12,100		
④	接待交際費 A社へ祝金 (不)				30,000	54,300

記帳の際には、帳簿の摘要欄などに(課)・(非)・(不) 又は ○・×・△と記載するなどの工夫をします。
 軽減税率対象品目の取引やインボイス発行事業者以外の者からの仕入れがある場合には記号等を使用し、その旨を明らかにします。

消費税の経理処理と記帳

簡易課税制度について

簡易課税制度とは、その課税期間における課税標準額に対する消費税額を基として、仕入控除税額を計算する制度をいいます。

その課税期間における課税標準額に対する消費税額に、**みなし仕入率**を乗じて計算した金額が仕入控除税額とみなされる制度です。

したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができます。

一般課税

課税期間における課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します。

消費税の
納付税額

=

課税売上げに
係る消費税額

-

課税仕入れ等に係る
消費税額（実額）

簡易課税

課税期間における課税売上げに係る消費税額に、事業区分に応じた一定の「みなし仕入率」を乗じた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

消費税の
納付税額

=

課税売上げに
係る消費税額

-

課税売上げに
係る消費税額 × みなし
仕入率

この部分の計算が
異なります。

消費税の経理処理と記帳

みなし仕入率一覧表（取引ごとに判定する必要があります。）

事業区分	みなし仕入率	該当する業種（事業の例示）		注意点等
第一種事業	90%	卸売業	他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで他の事業者へ販売する事業が該当する。	酒類小売業などでは、飲食店等事業者への販売分と一般消費者への販売を区分して経理する必要があります。
第二種事業	80%	小売業等	他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで消費者に販売する事業並びに農業、林業、漁業のうち消費税の軽減税率が適用される飲食料品の譲渡に係る部分が該当する。	
第三種事業	70%	製造業等	農業、林業、漁業（飲食料品の譲渡に係る部分を除く）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種事業、第二種事業に該当する事業及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業を除く。	パン・菓子の製造小売、豆腐製造販売、畳製造小売などが含まれます。
第四種事業	60%	その他の事業（飲食店等）	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業及び第六種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食店事業等が該当、また、第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第四種事業に該当する。	事業者が自己で使用していた固定資産を譲渡する場合も第四種事業に該当します。
第五種事業	50%	サービス業等	運輸通信業、金融・保険業及びサービス業（飲食店業を除く。）をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除く。	
第六種事業	40%	不動産業	不動産業が該当する。 （第一種事業から第三種事業及び第五種事業に該当する事業を除く。）	

消費税の経理処理と記帳

2種類以上の事業を営む事業者は、売上等の取引がどの事業区分に該当するかを記帳しておく必要があります。

簡易課税の場合

- ① 本日の現金小売（第二種事業）
 - 飲食料品 ￥28,080
 - 日用品 ￥11,220
- ② 加工品の現金売上（第三種事業） ￥4,320

【記載例（税込）：現金出納帳】

※は軽減税率対象品目

○年 月日	摘要	入金		出金		現金 残高
		現金売上	その他	現金仕入	その他	
① 10 31	現金売上 (二) 飲食料品 ※ 日用品	28,080 11,220				
②	// 加工品売上 (三)	4,320				82,700

実際の記帳の際には、帳簿の摘要欄等に第一種事業を「一」、第二種事業を「二」、第三種事業を「三」などと記載するなどの工夫をします。

軽減税率対象品目については、「摘要欄」等に「※」などの記号を記載するとともに、欄外に「※は軽減税率対象品目」などと記載します。

1

消費税の経理処理と記帳

2

消費税の軽減税率制度・インボイス制度

3

事務処理負担軽減に当たって

軽減税率の適用対象及び消費税等の税率

「酒類・外食を除く飲食料品」及び「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」の譲渡を対象に、消費税の軽減税率制度が実施されています。

軽減税率制度の実施に伴い、税率は表のとおり標準税率（10%）と軽減税率（8%）の複数税率となっています。

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10%	8%

適格請求書等保存方式（インボイス制度）

インボイス制度の下では、原則として、一定の事項を記載した「帳簿」、税務署長から登録を受けた「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」が交付する「適格請求書（インボイス）」などの保存が仕入税額控除の要件となります。

※ 詳しくは、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

区分経理の方法等について

適格請求書（インボイス）等

【記載例】

② ※は軽減税率対象品目、★はインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（80%控除対象）

① ○年 ○月 ○日	② 摘要	③ 売上	④ 雑収入等	⑤ 仕入
10 2	掛売上 東京商店 日用品 飲食料品 ※①	22,000 21,600		
5	掛売上 埼玉商店 飲食料品 ※	32,400		
7	現金仕入 静岡商店 日用品 飲食料品 ※			33,000 10,800
9	掛仕入 千葉商店 日用品 ★① 飲食料品 ※★			19,800 16,200

① 軽減税率対象品目については、「※」などの記号を記載する。
② 記号が軽減税率の対象であることを明らかにしておく。

① インボイス発行事業者以外の者（免税事業者など）からの仕入れ（80%控除対象）に「★」等の記号を記載する。
② 記号がインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（80%控除対象）であることを明らかにしておく。

No.45
納品書兼請求書（控）
令和〇年10月2日
東京商店御中

割り箸 550円
牛肉 ※ 5,400円

合計 43,600円
(10%対象20,000円消費税込2,000円)
(8%対象20,000円消費税込1,600円)

※は軽減税率対象 ②

〇〇商店
登録番号 T1234567890123
Tel.00-8888-8888

税率（8%、10%）ごとに区分して合計した税込対価の額や消費税額等を記載する。

No.32
領収書
令和〇年10月7日
〇〇商店御中

紙コップ 2,200円
牛乳 ※ 5,400円

合計 43,800円
(10%対象30,000円消費税込3,000円)
(8%対象10,000円消費税込800円)

※は軽減税率対象

株式会社 静岡商店
登録番号 T9876543210987

No.1018
請求書
令和〇年10月9日
〇〇商店御中

紙皿 495円
豚肉 ※ 4,050円

合計 36,000円
(10%対象 19,800円)
(8%対象 16,200円)

※は軽減税率対象

千葉商店
Tel.00-9999-9999

インボイス発行事業者以外の者からの仕入れのため「登録番号」（T+数字13桁）の記載がない。

※ インボイス制度の下では、原則として、インボイスの保存がなければ仕入税額控除の適用を受けることはできません。

なお、インボイス発行事業者以外の者（免税事業者等）からの課税仕入れについては、区分記載請求書等を保存し、帳簿に記載例のように「80%控除対象」などを記載することで仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています（28 ページ「免税事業者等からの仕入れに係る経過措置」でさらに解説しています）。

消費税の軽減税率制度・インボイス制度

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難である一定の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

一定の取引とは、例えば、「公共交通機関特例の対象として適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送」といったものがあります。

帳簿のみで仕入税額控除を受けるためには、帳簿に次の事項等の記載が必要です。

「帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等」

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地(注)
- ⑥ 特例の対象となる旨

(注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

記載例（公共交通機関の場合）

総勘定元帳（仕入）						
XX年 月日		摘要			税区分	借方(円)
4	3	鉄道●●	運賃	公共交通 機関	10%	300
4	4	〇〇鉄道	運賃	公共交通 機関	10%	300

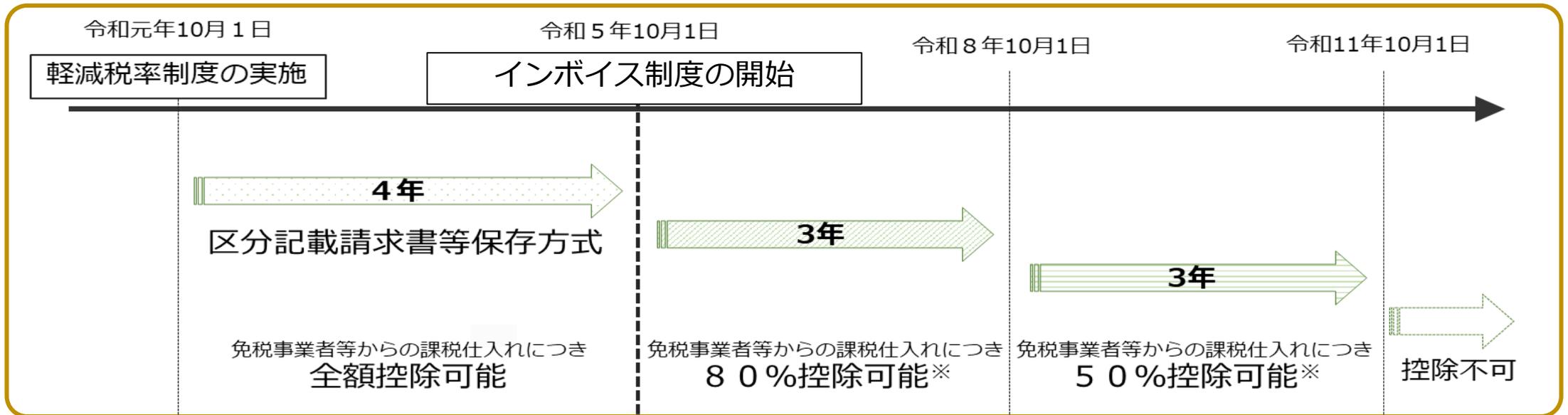
※ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要

※ 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、1万円未満の課税仕入れについて、一定期間、帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置（少額特例）が設けられています。当該経過措置の適用に当たっては、帳簿に「経過措置（少額特例）の適用がある旨」を記載する必要はありません。

消費税の軽減税率制度・インボイス制度

免税事業者等からの仕入れに係る経過措置

免税事業者等からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な インボイスの交付を受けることができないことから、原則として仕入税額控除を行うことができませんが、インボイス制度開始から一定期間は、免税事業者等からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。



この経過措置の適用を受けるためには、区分記載請求書と同様の事項（※）が記載された書類の保存のほか、通常の記載事項の「取引内容」を帳簿に記載する際に、例えば、「80%控除対象」など、**経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要**となります。

※ ①書類の作成者の氏名又は名称、②課税資産の譲渡等を行った年月日、③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）、④税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の税込価額、⑤書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

1

消費税の経理処理と記帳

2

消費税の軽減税率制度・インボイス制度

3

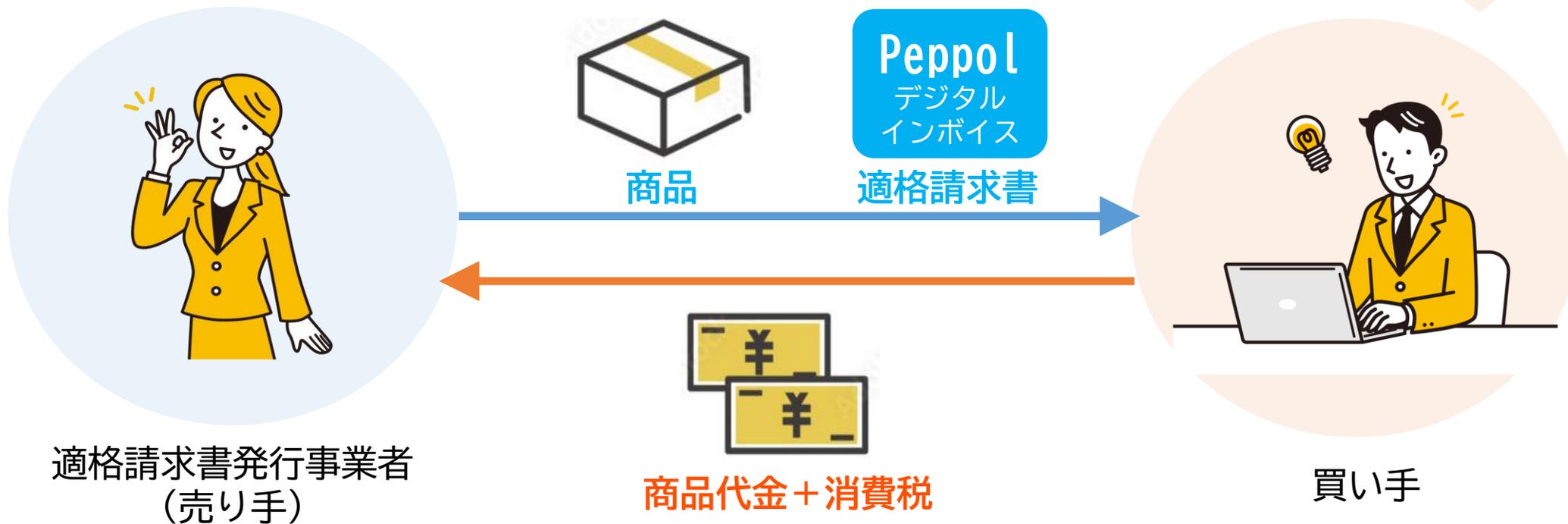
事務処理負担軽減に当たって

事務処理負担軽減に当たって

会計ソフトとPeppolインボイスの利用メリット

Peppolインボイスで交付
+
電子帳簿保存法に基づく保存

自動で区分経理に対応した記帳
+
電子帳簿保存法に基づく保存



事務処理負担軽減に当たって

会計ソフトとPeppolインボイスの利用メリット

請求書の受領

保存

会計処理

記帳

請求書の以下の記載事項を確認

・発行者名・登録番号・取引年月日・取引の内容
 (軽減対象ならその旨)・取引価額(税率ごとに区分)
 ・適用税率・消費税額(税率ごとに区分)・宛名

納品書兼請求書 No.45
 東京商店御中 令和〇年10月2日

割り箸 550円
 牛肉 ※ 5,400円

合計 43,600円
 (10%対象 20,000円 消費税等2,000円)
 (8%対象 20,000円 消費税等1,600円)
 ※は軽減税率対象

〇〇商店
 登録番号 T1234567890123

手作業



紙保存 又は スキャナ保存

手作業



手作業による仕訳

作成

※は軽減税率対象 / ★は80%経過措置対象

○	年	日	摘要	仕入
10	2		掛仕入 東京商店 日用品 食料品 ※	22,000 21,600
	9		掛仕入 千葉商店 日用品 ★ 飲料品 ※★	19,800 16,200

請求書の記載事項に基づき、

- ・軽減税率(8%)と標準税率(10%)を「※」等の記号を付す等により区分
- ・インボイス発行事業者以外からの仕入れに「★」等の記号を付す等により区別

書面の場合

Peppol
インボイス
の場合Peppol
デジタル
インボイス

自動処理



受領したPeppolインボイスを自動保存

自動処理



請求書の記載事項に基づき、自動仕訳

請求書の記載事項はシステムで自動チェック

IT導入補助金のご紹介

生産性向上を目指す皆様へ

令和7年3月
時点版「IT導入補助金」でIT導入・DX
(デジタルトランスフォーメーション)
による生産性向上を支援!

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援!
- インボイス対応に活用可能! 安価なITツールの導入にも活用可能で、小規模事業者は最大4/5補助!
- 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2~4/5!

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス)の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

複数社連携IT導入枠

- ・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

- ・令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ・小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)が公表する「サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

令和6年度補正予算分

中小企業・小規模事業者等の皆様が導入する会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト、PC・ハードウェア等の経費の一部を補助することで、インボイス制度に対応した企業間取引のデジタル化を推進することを目的としています。

ポイント
1

会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフトに加え、保守サポートやマニュアル作成費用も補助!

ポイント
2

(下限額なし) ~50万円以下…中小企業は補助率3/4
小規模事業者は4/5
補助額50万円超~350万円…補助率2/3

ポイント
3

PC等のハードウェアにかかる購入費用やクラウド利用料も補助対象



IT導入補助金 HP



EIPA
(デジタルインボイス推進協議会)
Peppolインボイス
対応サービス一覧

記帳のしかた

消費税編

制作：令和7年5月

国税庁課税部個人課税課

